

議会運営委員会

日 時 令和6年3月7日(木)
午前9時00分から
場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 追加議案について 資料1
- (2) 追加議案の取扱いについて 資料2
- (3) 本会議最終日に追加を予定している(追加の可能性のある)議案等について 資料1
 - 【当局側の事項】
報告2件、人事2件 計4件
 - 【議会側の事項】
条例1件 計1件
- (4) 会議規則第35条の2に基づく資料要求の取扱いについて 資料3
- (5) 島田市議会委員会条例の改正(案)について 資料4

4 次回の議会運営委員会について

日時 令和6年3月26日(火) 午前9時30分から
議題 最終日の議案の取扱いについて ほか

5 その他

6 閉 会

追加議案（令和6年3月12日追加上程分）

| 番 号 | 件 名 |
|-----------|-----------------------|
| 議案 第 31 号 | 令和6年度島田市一般会計補正予算（第1号） |

○本会議最終日に追加を予定している（追加の可能性のある）議案等

【当局側の事項】

専決処分の報告について（スクールバスのエンジン認証不正に係る和解）

専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

島田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

島田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【議会側の事項】

島田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

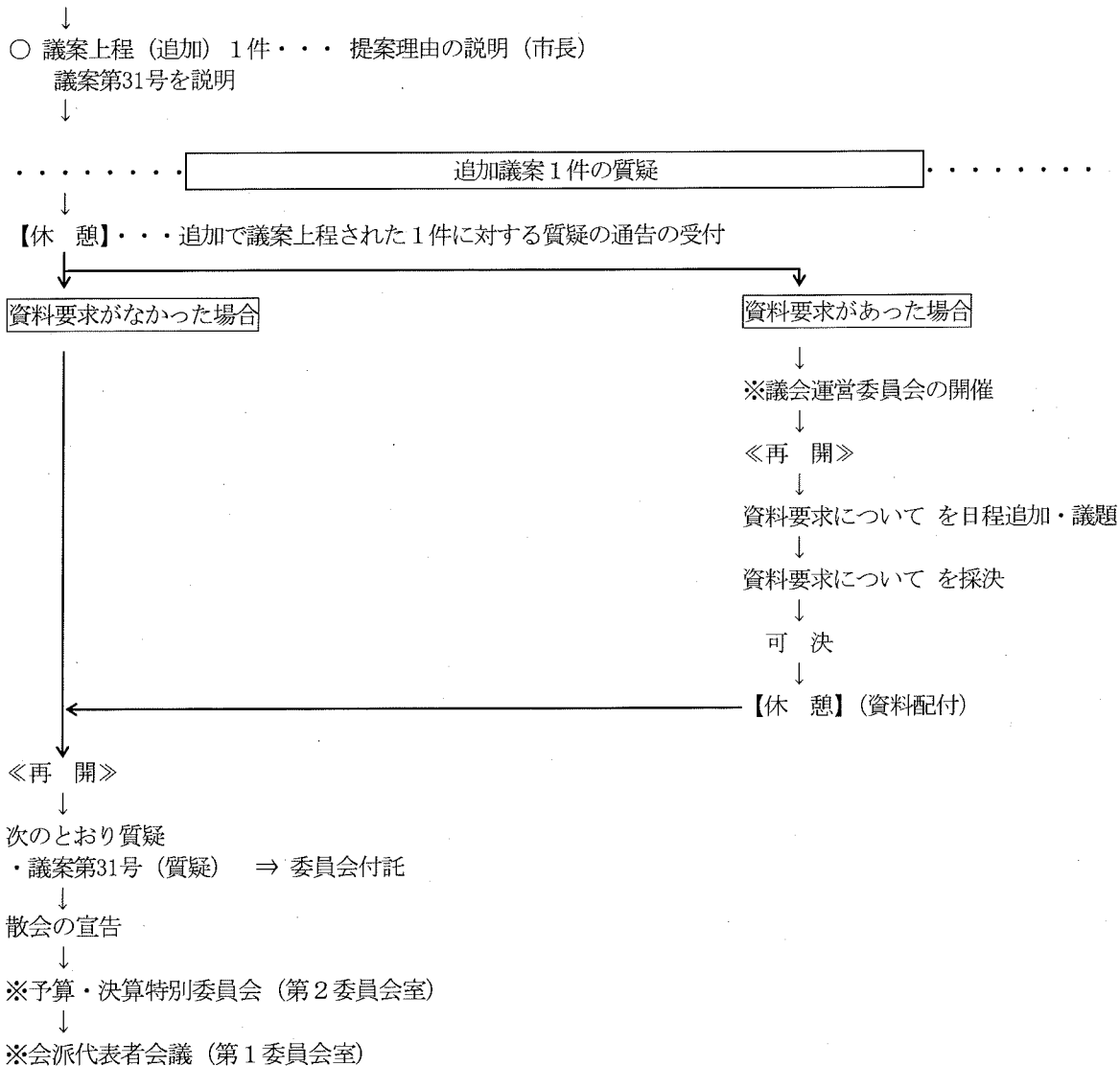
1 議案の取扱い（令和6年3月12日 追加上程分）

該当があるもの=○、該当がないもの=●

| 議案番号 | 件名 | 説明 | 質疑 | 付託委員会 | | | 委員長報告に対する質疑 | 討論 | 採決 |
|----------|-----------------------|----|----|------------|------|------|-------------|----|----|
| | | | | 総務生活 | 厚生教育 | 経済建設 | | | |
| 1 議案第31号 | 令和6年度島田市一般会計補正予算（第1号） | ○ | ○ | 予算・決算特別委員会 | | | ○ | ○ | ○ |

2 追加議案の取扱い（流れ）について

〈議案第30号 議案質疑後の流れ〉



資料要求一覧表（令和6年2月定例会）

1 議案第13号 令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算

11番 四ツ谷 恵 議員

| 款 項 目 | 事業名等 | 資料要求の内容 | ページ |
|---|-------|--|---------------------|
| (歳入) 1 款 1 項 1 目 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料 | 介護保険料 | 令和5年3月末現在の人数を基にした第9期島田市介護保険事業計画の第1号被保険者保険料及び段階別人数について、令和4年度成果に関する報告書における「4 第1号被保険者保険料及び段階別人数（令和5年3月末現在）」の表と比較できる資料 | 事項別明細書 P.252・253 |

島田市議会委員会条例の一部を改正する条例

島田市議会委員会条例（平成17年島田市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定により後任の常任委員及び議会運営委員の改選による選任があった場合は、前任の常任委員及び議会運営委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第4条ただし書を削る。

第7条第3項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第17条中「議会の」を「議長の」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

例規名 島田市議会委員会条例

新 条 文

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

4 前項の規定により後任の常任委員及び議会運営委員の改選による選任があった場合は、前任の常任委員及び議会運営委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(委員の選任)

第7条 省略

2 省略

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第17条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議長の許可を得なければならない。

対 照 表

旧 条 文

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員の選任)

第7条 省略

2 省略

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第17条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議会の許可を得なければなら
ない。

